

第4回印西市補助金等評価委員会会議録

平成25年9月6日（金）

印西市役所会議棟 203会議室

開 会 13時30分

出席委員 藤澤進委員長、関川弘和委員、深堀哲夫委員、増田葉子委員

欠席委員 神沢學委員

担 当 課 （クリーン推進課）小林主幹、鈴木主任主事
（環境保全課）鈴木主査補、南條主査補、峰村主査補、成田主任主事、
佐藤主任主事

事 務 局 武藤課長、坂巻副主幹、鈴木主査補、稲富主事

傍 聴 者 なし

事務局 ただ今より、第4回補助金等評価委員会を開会いたします。印西市補助金等評価委員会設置要綱第6条の規定により、委員長が会議の議長を行うこととなっておりますので、藤澤委員長よりお願いいたします。

委員長 それでは議題の（1）補助金の評価についてですが、まずクリーン推進課所管補助金の生ごみ処理容器等購入費補助金について要領よく簡潔に説明をお願いいたします。

担当課 印西市生ごみ処理容器等購入費補助金につきましてご説明いたします。本補助金につきましては、燃やすごみのうちの厨芥類、いわゆる生ごみの減量資源化を目的に、市の単独補助金といたしまして、平成3年度から実施しております。導入時につきましては生ごみ処理容器いわゆるコンポストと言われるものでございますが、こちらだけを対象としまして2分の1の補助率、限度額3千円でスタートいたしました。その後、平成10年に電動式のごみ処理機を補助対象に加えて、現在の交付要綱に近いものに衣替えをしております。また、平成15年度に再度の制度改正を行いまして、現状の3分の2の補助率、限度額は生ごみ処理容器が3千円、生ごみ処理機が4万円という内容にいたっています。補助金の交付状況について申し上げますと、過去2年間の実績でございますが平成23年度は交付件数が72件、交付世帯数としては62

世帯で、補助金交付額が約138万円となっております。また、平成24年度の実績でございますが、交付件数が59件、交付世帯数が49世帯で、補助金交付額が約123万円となっております。また平成3年度の制度開始から平成24年度末時点までの累計としまして、交付件数が3,377件、交付世帯数は2,718世帯で、補助金累計金額は約3千3百万円となっております。平成24年度末の市内全体世帯に対する世帯普及率は約8%という状況になっております。補助金の効果としては、生ごみ処理容器等につきましては、生ごみの減量化、堆肥化が図れることからごみ処理量の軽減に寄与しているものと考えられます。この減量の計量的評価については推定値でありますけれど、平成24年度の排出量ベースでは、補助金交付世帯数減量数は年間約200キロというような計算をしております。また、補助金交付の生ごみ容器等の使用状況につきましても2年周期で補助金交付者にアンケートを実施しており、平成24年度実施の結果は回答いただいた方の93%が使用を継続している状況でございます。市のごみの排出量の状況ですが、平成24年度の実績は総排出量約3万トンでございます、そのうちの約8割の約2万4千トンが家庭ごみが占めております。また、2万4千トンのうち約7割の約1万6千トンが燃やすごみとなっております、このうち45%の約7千トンが生ごみ、厨芥類となっております。このようなことから市としまして排出量における比率の大きい燃やすごみの減量につきまして分別の徹底の意識啓発を推進しているところでございますが、なかなかこれを行えば減量できるというごみの減量に効果的な具体的手法があまりない中で本補助金につきましては、1つの有効手段と捉えていますので、今後もこの補助制度の啓発を図りましてごみの減量化に努めてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

委員長 では、順次質問させていただきます。

委員 補助率が3分の2で、上限が4万円というのは、他市と比べてどうなのでしょう。

担当課 千葉県下でも1,2位の基準だと考えております。資料の中で成田市が限度額5万円となっておりますが高くなってございますが、補助率は2分の1でございますので、計算ですと8万円の生ごみ処理機を購入した場合、成田市では4万円、印西市も4万円ですので、個人負担額が同じになるのですが、8万円未満の場合ですと、印西市の方が補助金交付額が多くて自己負担額が少ない状況になっております。

委員 傾向はどんな感じでしょうか。他の有効な施策が難しいとおっしゃっていましたが、この施策をどの様に進めていこうとしているのかを伺います。

担当課 交付件数の傾向でございますが、ここ2、3年は減の状況でございます。減の理由につきまして、リサーチをかけたのですが生ごみ処理機につきましては電動式でして、主流なものとしましては6万円から6万5千円のもの補助金の申請の中で多い

ので、高額であるということと電気料の関係で、東日本大震災後につきましては、消費電力を気にする方がいまして、その辺の関係から補助金件数が低下しています。今後の展望でございますが、ごみの減量の施策の中でこれをやればこれだけ減量できるというものが数少ないものですから生ごみ処理機につきましては、7分の1に減量とされていますので、そういった目に見える計量的評価ができる減量施策ということで補助の限度額、補助率につきましては、できれば拡大したいと考えてございます。全国の中で生ごみ処理機の補助制度に1番手厚いのは近隣ですと、神奈川県綾瀬市で平成22年度までは補助率が3分の2、限度額4万円という状況だったものを補助率を90%、限度額を5万円に上げたところ、翌年度は3.5倍の補助交付額になったと、当然住民の方に有利になりましたのでそういった状況があります。綾瀬市につきましては、人口が24年度末で約8万5千人、一般会計予算が約270億円で、印西市と同じくらいのレベルかと思います。制度を少し変えることによって、補助金件数は上がるということで、ご説明いたしました。

委 員 ごみ収集車が行っていない所がごみ処理機を使うのですか。

担当課 いいえ、そうではございません。行政回収は市内すべて集積所を設置している場所には行っております。どんな方がこのごみ処理機をお使いになっているかというご質問につきましては、ごみの減量化、資源化の意識の高い方になります。

委 員 対象は一般家庭でなく、事業所でしょうか。

担当課 この補助金の対象につきましては、一般家庭です。事業所は対象外です。

委 員 市としての方向は。

担当課 循環型社会の形成ということで国が動いておりまして、そういった視点から、生ごみはコンポストやバイオ式の生ごみ処理機を使いまして堆肥化していただきたい、堆肥化することによって花の肥料とか堆肥の活用になりまして、新たな循環が起きるのでごみの減量循環型社会の形成に役立つのでこの補助金制度を活用してごみの減量、資源化にご協力お願いしたいと市民にPRしているところでございます。

委 員 集合住宅等で活用されているのを見たことがないのですが。

担当課 住宅形態によりまして、コンポストは地中に穴を掘って埋めますので、庭がないとできない、生ごみ処理機につきましてもスペース的な問題がございまして、普及状況としましては、なかなか集合住宅の方には購入していただけない状況ですので、平成24年度から印西市第2次ごみ減量化計画というものを策定して、その中で集合住宅

用の生ごみの減量の事業で大型生ごみ処理機の導入実証実験を今年度実施予定で取り組んでいます。ごみ減量化計画の策定時点で印西市は約3万3千世帯ございまして、そのうち約1万1千世帯が集合住宅という住宅形態ですので、集合住宅のスペースの問題というか条件で単体でこの補助制度を活用するのは困難だろうということで、皆さんで50世帯程度の共同利用できる大型生ごみ処理機で実証実験をこれからやろうというところでございます。

委員 平成25年度の予算が増えていますが、生ごみ処理機の購入者が増加しているのでしょうか。

担当課 前年度よりは普及啓発を行いまして、なるべく世帯普及率を上げたいと考えておりまして、平成24年7月から生ごみ処理機の貸出事業を開始しました。行政で3台購入しまして、1ヶ月を限度として興味のある方、購入について検討なさっている方に申請主義なのですが、その方々に貸出をして普及促進に努めているところでございます。昨年度の貸出実績ですが13件ございまして、156.3キロほどのごみの減量になりました。13件のうち、2件の方から補助金の申請がありました。

委員 この補助制度の普及目標は100%、つまり全世帯の導入ということで、生ごみを将来的に焼かずに堆肥や土にして循環型にしていく方向性はあるのでしょうか、この補助制度以外にはこういった手法があるのですが。

担当課 生ごみも含めましたごみの収集運搬処分につきましては印西地区環境整備事業組合で実施しております。そちらで次期中間処理施設の更新問題を検討しているわけですが、そちらで堆肥化するとか資源化するとかそういった方向性になれば行政回収の中で生ごみにつきましても堆肥化、資源化というような形になると思うのですが、現時点で市として考えているのは行政としては生ごみを含めまして燃やすごみという扱いになっておりますので、燃やさざるを得ない、ただ燃やさざるを得ない量を極力減らすために市民の方々に可燃ごみの分別や、燃やすごみの中で生ごみの比率が多いので市民の方々にこういった制度を利用していただきたいと考えております。

委員 組合で燃やすごみと生ごみを分けてくださいという形に変わった時はこの補助金はどうしますか。

担当課 この機器を使っていれば、回収量が減りますので、市民の方の自家処理という範疇でこの制度については継続していきたいと考えております。

委員 先程、集合住宅のお話があったのですが、この補助対象者ですが個人を指していると思うのですがそれを改めていかなければならないのかなと。先程、集合住宅の方で

型処理機の実証実験をやるということですが、もっと簡単な話で町内会でこういう補助制度を受けてやれるようにしたらどうですか。これからはそれぞれの管理組合や町内会に働きかけていくのもいいと思います。あくまでも個人を対象ではなくて、集団も対象にしていくことをやっていく必要があるかと思います。

担当課 昨年度、東京都小金井市と町田市に視察に行きまして、町田市では大型生ごみ処理機を集合住宅、町内会ベースの団体に対して貸出を行っております。先程申しましたとおり大型生ごみ処理機での共同処理で成果がかなりあるようでしたら、貸出にするか補助にするかは別として集合住宅に限らず町内会、ごみの減量に興味のある団体、ボランティアを対象に貸出もしくは補助制度を創設できればいいなと考えてはおるのですが、ただ生ごみだけを分別して収集運搬するという実証実験をやっている団体もあるのですが、保管場所、集積所に生ごみをためる大きなバケツを置いて市民の方々が生ごみだけを入れるというようなやり方ですと、夏の虫の問題、付近の悪臭の問題があるので、収集車が時間どおりに来れない場合もありますし、ステーション方式では生ごみだけの分別にして回収するというのはデメリットというか実現性に乏しいという結果を出した団体もございまして、なかなか現時点で生ごみだけを分別して別の日にそれだけを回収するというのは現実的にはできないと考えております。

委員 団体でも購入できますよと働きかけていくことは何も予算はかかりませんし、中心となってやりたいと言う方がいれば団体として進んでいく所もあるでしょうし、いかに構成員、その集合住宅に住んでいる住民が100%出してくれるかということに知恵をしばるべきで、団体として導入するかしないかの検討は既にする必要はないくらいだと思います。構成員の方に100%出してもらうためにどうするかっていうところが実験のみそになると思うので、早めに検討していただいて、集団でもこの補助制度を利用できるようにしていく見直しが必要かと思います。

委員長 ごみの分別方法そのものを変えるというのものもあるのかなと思います。私の親戚の家の住んでいる方でも生ごみだけをステーションにあるプラスチックの蓋のついた容器に集めていますけれど、蓋を開けた時は匂いますが、蓋をしていますからそれほど周辺には匂いはしないと思っています。生ごみは水分がありますので、焼却コストがものすごく高いわけで、それが減るということはそれだけで市の税金を使わないで済むわけですのでステーションが作れる場所があれば、部分的にでも生ごみを収集していくのもいいのではないかと思います。補助金の率ですけれども印西は高いというのは理解はしますけれどもごみ処理というのは一部事務組合でやっているわけですね。白井市、栄町は印西市にごみを持ち込んで最終処分場も印西、しかし肝心のごみを持ち込んでくる方は補助率が低いというのは納得いかないように思います。これから補助率を上げようというのであればごみを持ち込んでくる方がごみを減らす努力をしないで、印西だけ高い補助率というのはいかがなものかと思います。両団体にも

印西と同じ補助率を確保していただきたいという感じを持っています。

委員長 他に質疑はありませんか。無ければ以上で質疑を終了いたします。おつかれさまでした。

委員長 それでは、18、生ごみ処理容器等購入費補助金について今後の方向性を決定したいと思います。皆様いかがでしょうか。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員 私は、拡大して継続です。

委員長 私は、現状維持で継続です。

委員会の意見としては、現状維持で継続で、少数意見として拡大して継続とします。

委員長 つづきまして、環境保全課所管補助金の14合併処理浄化槽設置事業補助金につきまして、要領よく簡潔に説明をお願いいたします。

担当課 概要について説明させていただきます。合併浄化槽は、下水のない地域に汚水だけでなくお風呂とか台所の水等の生活排水をすべて一緒に浄化処理できる浄化槽です。これに対して単独浄化槽とか、くみ取、後で単独転換とかくみ取転換とかという言葉が出てくると思いますが、単独浄化槽、くみ取ともトイレの汚水だけ処理します。台所の水とかお風呂の水はそのまま側溝や水路から、印旛沼や手賀沼に流れてしまっている形です。合併浄化槽は全部処理でき、単独浄化槽と比較して排水の汚染の度合いが約8分の1となります。その合併浄化槽の設置を促進して生活排水で川、沼等の公共水域の汚濁防止、公衆衛生の向上を図ることがこの補助金の目的になっております。昭和62年から開始しまして、住宅に合併浄化槽を設置する方に対して交付をしてきて旧印旛、本埜と併せて平成24年度末までに2,968基を補助してきました。具体的な補助金の仕組みですが、今申し上げた目的を達成するために市単独ではなくて国、県、市が一体となって実施している補助金の制度です。細かく流域ごとに金額が違ったりしますが簡単に言いますと交付する補助金を国と県と市が3分の1ずつ持つという仕組みになっています。国に印西地域の循環型社会の形成の計画を提出していきまして、この計画がおおもとの計画です。現在の計画は平成22年度から平成28年度の7年間の計画になっています。この7年間で750基設置していくというのが印西市の計画です。実際に補助金をどのように市民に交付しているかですけれども大きく分けて2つあるのですが、1つは窒素又はりん除去高度処理型で、家庭用で一

番小さいもので5人槽が44万4千円、7人槽が48万6千円、10人槽が57万6千円で家庭用はこの3つの人槽に限られると思います。窒素もりんも除去できるタイプのものがありまして、こちらの補助は、5人槽で67万8千円、7人槽で84万3千円、10人槽で111万3千円交付をしています。単独浄化槽から合併浄化槽に切り替えるときには、単独浄化槽を処分する部分で18万円を今言った金額に上乗せしています。くみ取り便所を合併浄化槽に切り替えるときは、くみ取りを撤去する部分で10万円の上乗せをしています。それから市独自のもので、側溝が家の前まできていない、水路が周りにないということで放流先がない場合は、通常敷地内で処理をするということになっていますので建築許可も浄化槽の設置届の許可も出ませんので、そういった場合に蒸発拡散装置を設置する方もいますので、その場合は上乗せ10万円を交付しています。対象地域は下水道の認可区域外になります。実績、効果についてですが、先程申しましたとおり平成24年度末までに2,968基補助をしてまいりました。5年間の実績については、平成20年度が印西、旧印旛、旧本埜併せて62基、21年度が72基、22年度が98基、23年度が142基、24年度が138基になっています。この合併浄化槽設置事業等の様々な生活排水対策を実施してきた結果、1つの効果の例として印旛沼・手賀沼への生活系汚濁負荷量は、昭和60年度と比較し、平成23年度時点で流水全体で約26%まで削減することができました。最後に補助金交付の流れですが、毎年4月から12月まで受け付けています。補助の申請のタイミングは浄化槽の工事の着工前に申請をいただきまして、いろいろ要件を確認させていただいて必要であれば現場確認をさせていただきます。必要な書類をそろえていただいて交付決定をした後に着工していただきます。地面に穴を掘って下にコンクリートの底板をうって乾かして、浄化槽を入れる時に1回目の中間検査を職員が実施します。水平になっているか、申請どおりの浄化槽が入れているか等の確認を行っています。その検査がとおりますと工事が継続されて終了しましたら、申請していただいた方と業者の立ち会いのもと2回目の完成検査を実施します。排水がつながれているかどうか、蛇口を1つ1つひねっていただいて浄化槽に入っているか接続の確認、放流先等の確認を中心に完成検査を行い、維持管理の説明を行います。すべて終了するのが3月中旬ぐらいまでで、その後確定してお支払いという形です。

委員長 では、質問させていただきます。

委員 マンションの総合浄化システムとはまったく違うものですか。

担当課 印西市のマンションは市街化区域に建てられていますので、そのシステムはないのですが、他市町村では集合住宅用の浄化槽をやっている地域もありまして、それに対して補助をしている市町村もあるようです。

委員 近隣市の補助金の状況の資料を見たのですが、すべて同じですか。

担当課 違います。蒸発拡散装置設置上乗せは行っていない市もありますし、金額も違うことや、新設対象が成田市だけT-N20型以下で、それ以外の市はT-N10型以下です。この差は大きいのですが、T-Nというのは窒素を意味してしまっていて窒素除去型です。窒素を1リットルあたり10ミリグラム以下にできる性能なので、T-N20型の方が性能が低いということになります。今オーソドックスになっているのはT-N20型ですが、平成24年度に県がもっときれいになるように対象をT-N20型からT-N10型に変えましょうということで、それに併せて印西市も今年度からT-N10型を対象にしました。

委員 予算額が平成23、24年度に比べて今年度は減っているのはどうしてでしょうか。

担当課 平成23年度は142基で補助金の申請が殺到したのですが、24年度は138基と若干減りました。というのは、転換というのは上乗せがあると先程申しましたが、23年度は転換がすごく多くて予算が伸びました。24年度も件数はほとんど変わらないのですが金額は減ってしまっていて、これは何故かと言うと23年度は新設が少なくて転換が多かったのが24年度は新設が多くなりまして、転換の割合が減ったことによるものです。23年度は合併した直後に下水のとおっていない旧印旛、本埜地区で今まであまり進んでいなかったのが、一気に進んだことによるものですが、最初は進むと思うのですが、個人でお金を負担するものですのでだんだん申請が鈍ってきましたので、平成25年度の予算は少なくしました。当然設置数を多くしていかなければならないので、チラシを配って啓発活動を行ったりしています。

委員 市内の全体で下水道普及率が80.8%、合併処理浄化槽普及率が15.2%、単独浄化槽普及率が3.3%ということで、水質保全の一番大事なところは単独浄化槽から合併浄化槽への転換だと思うのですが、先程からお話のある新設と転換の内訳をお聞きしたいのですが。

担当課 平成22年度が全体で98基、そのうち転換が53基、23年度が全体で142基、そのうち転換が85基、24年度が全体で138基、そのうち転換が63基です。

委員 どれくらいの世帯数が転換する必要があるけれどもまだできていないというのを実数として把握していますか。

担当課 実際細かい数字の部分で、設置届を出すのは千葉県でして当然切り替える時に廃止届を出すのですが、千葉県の方に何度かデータとして求めているのですが、昔の部分から整合がとれていない部分もありますということで正確な数字までは把握していないのが現状です。下水道課からいただいている下水道の人口、合併浄化槽の補助を出した人口の数字をみてこの地域はまだまだとか進んでいるというのは把握しています。それを基にしてチラシを配布して啓発していくことをやっていくしかないか

と考えています。

委員 23年度に新設上乘せは廃止されてこれは賢明だったかと思うのですが、転換をもっとやろうかなと思わせるような、額で見ると多少上乘せはしていますが、3年間だけ上げますとか期限付きにしてみるとかアイデアを出してどうやったら転換するかということを実験も含めてやってみたらいいのではないかと思います。鈍ってきたから予算を減らすのではなく転換を進められるようなやり方を考えていただけたらと思います。もう1つは適切に維持管理がされているのかという点と30年以上経っている古い浄化槽について、古い機能の落ちているものは新しい高機能のものに取り換えてもらうという転換についての導入意欲がわくような補助制度を考えていただきたい。

委員 普及率を高めるためにどうしたらいいのかと思うのですが、この5年間で効果的だったというものはあるのでしょうか。

担当課 合併して予算がついたというのは大きな部分だと思うのですが、印旛沼、手賀沼の浄化がまだまだで、印旛、本埜地区にこれからやる部分も残っていて、そこに業者が営業をした影響もあるでしょうし、いろんな要素があるとは思いますが、今まで特別なことをやってきたかということと実際そこまではやっていないというのが実情です。これからは、進めていくしかないというのは認識しています。

委員長 合併浄化槽というのは昭和40年代ぐらいは壮大な流域下水道の構想が全国にあって、しかし現実には予算がかかり過ぎてだんだん規模を縮小して、変わって合併浄化槽でいいのではないかというような雰囲気の中で合併浄化槽の設置がすすんできたんだろーと思います。最近では環境問題の影響で注視されるようになってきて、浄化槽を設置してということですが、高齢者の世帯では高い金額を払って設置できないというのが現場での話だと想像できるのですが、お伺いしたいのは資料に工事請求書がついているのですがこれに載っているものは全て補助の対象になるのでしょうか。

担当課 補助対象経費があるのですが、簡単に言ってしまうと配管部分は入らないです。本体は入りまして、据付工事の部分も入りまして、上乘せ部分等も入るのですが配管だけは入っていませんで、新築の場合の配管工事は家側に入っているはずで、浄化槽工事は浄化槽の業者がやるのですが、浄化槽に入れるまでの配管は上水道の業者がやるようですので、そういう意味もあって補助対象にはなっていないです。

委員長 浄化槽のところはだいたい補助金でうめられるけれども、配管の部分は自己負担だと、この部分が大きいのかと思うのですが。配管の部分もみないと進まない気がするのですが難しいのですかね。

担当課 先程、他市町村の状況で44万4千円とか数字が出ていたと思うのですが、みんなだいたい同じで、国、県、市でやっているものなんですけれど国が出す3分の1で見込んでいる最大の数値が44万4千円でして、14万8千円ずつを国、県、市で分けていて、これが基本的な金額になっていまして、浄化槽や対象の経費に充てられます。配管については、それぞれの家庭において新築の場合や家庭によって長くなったり短くなったりしますので、ここにどの様に経費を割るのが難しいところです。

委員長 浄化槽そのものにはかなり出ている感じはしますね。配管の部分は高齢者の世帯には何かうめる工夫をしないと進まないですね。私からは以上です。他に質問はありますか。無いようですので質問を終了します。

委員長 続きまして16太陽光発電システム等設置費補助金につきまして、ご担当の方から簡潔に説明をお願いいたします。

担当課 概要につきましてご説明いたします。太陽光発電システム等設置費補助金につきましては平成17年度から補助事業を実施しておりまして、太陽光発電システム及び太陽熱利用温水器の設置費用に対し補助金を交付することで設置の促進を図りましてエネルギーの使用量やCO₂の排出量の削減をすることで環境への負荷の軽減を図って地球温暖化の防止等環境の保全に資することを目的としています。対象設備につきましては、家庭用の太陽光発電システムと太陽熱利用温水器でございます。対象者は市内に自ら居住するための住宅を所有する者又は建築し、所有しようとする者で、当該住宅に対象設備を配備しようとする者、建売住宅の供給者等から対象設備を配備する住宅を購入し、所有しようとする者又は共同住宅に対象設備を設置しようとする管理組合でございます。交付の条件がありまして、申請者と同一の世帯員に市税の滞納がないこと、補助金の実績報告書を提出する時点において印西市に住所を有することを条件としています。補助金額についてですが、太陽光発電システムにつきましては戸建住宅は1kwあたり4万円、上限が4kw16万円、集合住宅は1kw5万円、上限が10kw50万円です。太陽熱利用温水器につきましては、一律で3万円となっております。実績についてですが、平成17年度から24年度までで太陽光発電システムは設置基数が766基、補助額の合計が1億1883万4千円で、設置機器の発電量の最大出力の合計が2,999kwとなっております。太陽熱利用温水器につきましては、24年度までで設置基数は39基、補助額は、117万円となっております。平成25年度につきましては、8月末の時点で太陽光発電システムが106基の申請がきていまして、補助額の合計が1507万6千円、太陽熱利用温水器は1件の申請がきていまして、3万円となっております。補助金の交付までの流れについてですが、設置工事の契約後に申請書の提出をいただいてその後に書類審査、納税状況の確認をしましてから決定通知を送付いたします。その後、工事を着工していただいて工事の完了の実績報告書の提出を受けましてから書類審査と職員による現地の確

認をしていますので、問題がなければその後に補助金を交付しております。概要は以上でございます。

委員長 では、順次質問させていただきます。

委 員 補助率ですが、県の補助と上乗せ分があるのですが、この補助条件とか補助率は県はどうなっているのですか。

担当課 県につきましては、1 k w 当たり 2 万円で、上限が 3. 5 k w なので 7 万円です。

委 員 そうすると佐倉市と八街市は全く上乗せなしで、県の補助のみでやっていて他は上乗せをしていると思うのですが、印西市は特に上乗せ率がいいのかなというような感じなんですけど、設置数は他市と比べると多いですか。

担当課 他市の設置状況は把握していないのですが、補助率がいいので多いかとは思いますが。

委 員 良い条件をつけているわけで、他市と比べてどれくらい促進しているのかデータとしてもって効果をきちんと検証するために自分達でもたないといけないですね。

委 員 補助率の率がいいですねというのと今後の市の方針について教えていただきたいのですが。

担当課 太陽光発電システムの補助金につきましては、環境基本計画の中でも重点プロジェクトとして都市再生化エネルギーとか省エネルギー化の推進ということで掲げておりますので、今後千葉ニュータウンの開発で戸建も増えていて太陽光発電の標準装備されている住宅も増えてきていますので、今後需要は高まっていくと思いますので需要増につきましては重点プロジェクトとして掲げておりますので、できる限り対応したいと思っております。国の方も太陽光に限らず再生エネルギーの推進を進めており、先程申しましたとおり市としましては環境基本計画を策定するにあたり、3 つ重点プロジェクトをあげたのですが、やはり里山の問題とごみの問題とエネルギーの問題は市として重点を高くしていこうということで、今のところはエネルギー問題に関しては、住民向けに住宅用太陽光発電と太陽熱利用温水器の設置を進めていき、公共施設につきましても改修等の場合は再生可能エネルギーの設備や省エネ設備を取り付けるように進めているところです。

委 員 個別住宅以外にもそういう施策はあるのですか。

担当課 市民向けには個別の住宅、共同住宅の補助で、後は市の公共施設においても再生可

能エネルギーを施設改修等の際にできるだけ取り付けていこうとしています。一般事業者に対してもというお話を伺うこともあるのですが、今のところ予算に限りもありますし、事業者には社会的責任ではないですが自分で取り付けてもらうようお話しているところです。

委員 今後、集合住宅への促進が必要になってくると思いますがいかがでしょうか。

担当課 集合住宅向けの太陽光発電システムの補助金は平成23年度から始めていまして、広報やホームページで啓発を行っています。マンション向けのアピールというのは今まで特別やってきてはいなく、今まで集合住宅からの申請というのは1件もないので、申請していただけるように今後の検討課題かと思っています。

委員長 私は、方向性は皆さんと逆の感覚を持っています。というのは、調書に地球温暖化の防止、環境の保全に資することを目的と書いてありまして、地球温暖化の防止というはたしかに大事でありますけれど、これは印西市が取り組むべき問題なのかなと、国や世界的に取り組んでいく課題だと思います。そうすると国はあまり何もやっていなくて印西市だけが補助率上げてどうするのという基本的な疑問があるんですよ。特に印西市は千葉県の中でも補助率が高いですね。印西市だけ頑張って地球温暖化の防止やるのか、どのような成果があるのか、とすると印西市でやっているのは何のためなのかということになってきます。そうすると、この補助金はたんなる家計の補助ではないのかというような疑問があります。とは言っても、千葉県が取り組んでいますから相応に行っていくのかと思いますけれども補助率が印西だけ飛びはねているのは飲み込めないところです。もちろん太陽熱は進んでほしいとは思いますが、地球温暖化の防止というのは印西市だけで考える問題ではないのかなと思います。他方、もう1つ最近では太陽光パネルが注目されるのと、もう1つは化石燃料からの転換だけじゃなくて、原子力からの転換という意味合いもあるのかなと、そうするともう少し風力発電とかパネルでも事業用の大規模なものへの補助とか、そういうところにも目を向けていってもいいのではないかと思います。

担当課 ご指摘のとおりエネルギー問題に関しましては、日本全国の問題ですし、地球温暖化については地球レベルの問題ですので、たしかに印西市だけで頑張っても仕方ないというのもありますけれども、国の方も補助金を出していきまして県も出して、国と歩調を合わせて補助金の事業を行っております。今後、風力発電とか注目されていきますけれどもそちらについても国や県の動きに併せて、今後検討していくべきものと思います。

委員長 他に質問ありますか。無いようですので以上で終了いたします。ありがとうございました。

委員長 それでは次にスズメバチの巣駆除費補助金についての説明をお願いいたします。

担当課 それではスズメバチの巣駆除費補助金についてご説明いたします。この補助金につきましては、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を早期駆除することによりその危害から市民生活を守り、快適な生活環境を保持することを目的に創設され、平成22年4月1日から実施されました。補助内容につきましては、スズメバチの巣が営巣した土地及び家屋の所有者又は所有者から管理を委託された者若しくは当該建物等を借りている者であってその建物の所有者又は管理を委託された者から駆除の承諾を得られたものに対し、駆除費に対する2分の1、上限5万円を補助するものです。また生活保護者につきましては、全額を補助対象としております。なお、補助対象がスズメバチの巣でありますので、スズメバチ自体の駆除、スズメバチ以外の蜂の巣の駆除、駆除する際に建物等を破壊した際の修理費につきましては補助対象外となります。次に手続きについてご説明いたします。手続きの流れにつきましては、初めにスズメバチが営巣した土地、家屋の所有者等から電話等で相談をいただいた際に、環境保全課で申請書を仮記入し、市が駆除をお願いしている千葉県害虫防除協同組合に申請書を送付いたします。次に千葉県害虫防除協同組合に加入している駆除業者から申請者に電話連絡をし、駆除日程の調整を行い調整した日時に駆除を実施します。なお申請者の補助金申請の負担を軽減する観点から、申請者から駆除業者に委任状を渡し、駆除業者が実績報告書を提出し、補助金を直接駆除業者に支払うこととしております。以上で説明を終わります。

委員長 説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。

委員 事前に質問させていただきまして、件数がここ3年ほどで減少していますが、気候等が影響しているということでしょうか。

担当課 成田市も同じような補助を行っておりまして、減少傾向は同じとのことです。詳しい原因は調べておりませんが、気候による影響ではないかと考えております。

委員 何か特別な対策をしたとか、そういうわけではないということですね。それから、実際の被害というのは出ていないのですか。

担当課 今までは電話などで蜂が営巣したという連絡が入るのみで、実際に蜂に刺されたといった被害を電話で受けたことはございません。

委員 被害がなければよいのかもしれませんが、巣を駆除することも重要だが、被害にあわないということをまず重要視したほうが良いのかなといったことで、そのための対

策は何か行っているのでしょうか。

担当課 この補助金のシステム自体は巣の駆除のみとなりますので、いわゆる予防とか啓発的なことは特に行っておりません。ただ、スズメバチの巣を撤去する際に、一度営巣された場所については再度営巣されやすいので注意してくださいといった注意喚起は行っております。

委員 ニュースなどで被害があったという報道があると、こちらとしても怖いので、巣を見つける手段やこういうところには注意してくださいといったものがあると良いと思うのですが。これは意見として結構です。以上です。

委員 この補助金の導入の経緯なのですが、どうしてこの補助を行おうということになったのでしょうか。

担当課 まず合併前の話になってしまいますが、合併前の印西市では職員が防護服を着用して駆除を行っていた経緯がございました。旧印旛、本埜村では特に行政としては対応しておりませんでした。職員が駆除を行う際に蜂に刺されてしまうといった事故もあり、専門業者ではない職員が行うリスク、また市民の方々の安全を考えた結果、合併時に現在の補助金制度に改めたといった経緯がございます。

委員 その当時成田市が行っていたということで、成田市と同じ補助制度にしたということでしょうか。

担当課 この補助制度導入時に参考にしたものと考えております。

委員 補助制度を行っていない市町村はどのように対応しているのでしょうか。誰が駆除しているのでしょうか。

担当課 市民の方から相談された際に、駆除業者を紹介し、自己負担での処理をお願いしていると聞いております。あくまで所有者の財産を守るのは所有者という考えに基づいているものと考えております。

委員 私有の財産エリアの中にできたものを誰の責任で撤去等を行うかということが議論になるところではないかと思うのです。以前は職員の方が駆除を行っていたということから補助金導入につながっているわけです。どこまで市の仕事としてやるのかという問題と、スズメバチの巣が作られたことが竜巻などと同じで天災、自然災害として捉えるのか、天災であれば本来所有者が負担することが大原則だと思いますので、どこまで市の仕事の範囲かといった事を議論したことはありますか。

担当課 合併時に事業を行っていなかった旧印旛、本埜村、職員が行っていた印西市ということで、やはり原則論でいえば所有者が私有財産の管理を行うということが原則としてあったと思いますが、市民の安全を考慮して導入に至ったものだと考えております。ただ、委員ご指摘のとおり私財に関する所有者負担の原則という議論は残るものと考えております。

委員 その辺りをはっきりさせておいたほうが良いと思います。どのような根拠で補助を行っているのだということを。色々な過去からの経緯でできた補助金ということは分かりますし、市民の立場から見ると役立っている補助金で継続してよいと思いますが、行政は理屈でやる部分がありますので、どういう理屈で出しているのだということをしっかり持っておかないと、次々と色々な有害動物が発生してきたときに、どこまで公のお金で駆除するのかということを議論したうえで補助を継続していただきたいと思います。

担当課 委員ご指摘の所有者負担の原則論の中でどのような理由で補助を行うのかということにつきましては、良く確認をしていきたいと考えております。

委員長 質問がかぶるかもしれませんが、近隣の市町村の状況で、補助を行っていないところは市の仕事としては行っていないと理解してよろしいですね

担当課 やっていないと聞いております。

委員長 補助金の対象が建物等に限定されていますが、道路と民地の境や所有者が不明な場合等の対応はどうしているのですか。

担当課 道路や公園など公共施設であるば、当然市の担当課で処理することとなりますが、所有者が不明な場合や、山林に営巣してしまったものに対しては、当補助金は対応できません。ただし、危険性があるということで、例えば道路の脇に営巣しているなどの場合には、道路の管理の一環としてやるべきではないかといった話を担当課と行い、駆除を行うなどの対応を行っております。

委員長 他に質疑はありませんか。無ければ以上で質疑を終了いたします。ありがとうございました。

委員長 それでは次に浄水器設置補助金についての説明をお願いいたします。

担当課 それでは、浄水器設置補助金について説明をさせていただきます。浄水器設置補助

金につきましては、地下水汚染対策の推進を図り、市民の健康を保持するため、汚染が確認された地下水を飲用水に使用している市民に対し、平成25年5月1日より補助しているものでございます。補助対象者につきましては、該当する汚染物質が基準値を超えて検出され、市内に専用住宅等を所有し、かつ、現に当該住宅に居住している方、その方が要綱に規定した条件を満たした場合に申請対象者となります。補助額は、消費税を除く購入費及び設置費に対し2分の1、上限15万円以内としております。なお、生活保護者につきましては上限を30万円としております。続きまして、手続きについて簡単にご説明いたします。浄水器設置補助金の手続きといたしましては、初めに交付申請となります。申請書に飲料水にかかる計量証明書等の写し、浄水性能を証明できる書類、また見積書の写しを添付し提出いただきます。次にその申請書の内容を添付資料とともに市が確認し、問題がなければ申請者に対し交付決定通知書を送付いたします。次に交付決定を受けた申請者の方に、浄水器を設置していただきます。その後浄水器を設置したことを証する写真、領収書の写し、浄水器設置後の飲料水にかかる計量証明書、こちらは再度浄水器設置後に水質検査を行っていただく形になりますが、こちらを添付していただきまして、市に対し実績報告書を提出していただきます。最後に、実績報告書を受け、市においてその内容を審査し、申請者宅にお伺いしまして、設置の確認を行います。その後問題がないと判断した場合に、補助金の交付決定通知書を申請者の方に送付いたしまして、申請者の方から補助金交付請求書の提出をいただき、補助金の交付となります。以上で、概要についての説明を終わらせていただきます。

委員長 説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。

委員 この補助金については今年度から開始ということによろしかったのでしょうか。

担当課 今年度より開始となった補助金となります。

委員 去年、一昨年はこういった水質に関する問題はなかったということなののでしょうか。

担当課 電話でご相談という形でお受けしていたのですが、当時は制度そのものがなく、その方が浄水器を設置したかどうか不明です。

委員 今年度の申請は何件あったのでしょうか。

担当課 現在のところ、3件でございます。

委員 その3件の中に以前相談されていた方は含まれているのですか。

担当課 以前相談にあった方かどうかは不明でございます。5月1日に制度が開始となり、ホームページや広報紙で周知し、申請者の方々のお宅で硝酸性窒素やヒ素が出ているということで申請をしていただいております。

委員 水質調査などはこれから市が行っていくということですか。

担当課 申請者自らがご自宅の井戸水で補助金の交付対象となる有害物質が検出されるかどうかの水質検査を行っていただくこととなります。有害物質が検出された場合、浄水器を設置し、浄水器が浄水性能をきちんと発揮しているか確認するため再度水質検査を行っていただき、その証明書を提出していただく形となります。

委員 補助金額としては15万円で10件を想定しているのですか。

担当課 この有害物質除去に対応する浄水器は、逆浸透膜方式という方式を使った浄水器が一般的で、価格が約30万円ほどでございます。この一般的な価格である30万円の2分の1ということで、10件を予定しております。

委員 現実に今年度10件の申請があるかどうかというのは分かるのでしょうか。

担当課 今回計上した10件という数字につきましては、近隣市町村が同様の制度を導入した当時の件数を確認し、導入当初は件数的に多くなり、制度が浸透してくると概ね年1～2件ということで、導入初年度については10件として計上したものでございます。

委員 今年度から導入ということで、導入に当たっては何か健康被害などが発生したなどの事例はあったのでしょうか。

担当課 健康被害につきましては、把握しておりません。浄水器設置につきましては、ある意味健康被害の予防的な観点から導入を図ったもので、そういった意味では他市と比較して印西市が遅れていたということになるかと思います。印旛郡市内を見ましても、ほとんどの市が浄水器設置補助を行っていることから、印西市においても必要という判断に至ったものでございます。

委員 今年度から導入開始して、実際にどのように推移していくのかは分かりませんが、他市町村と同じ横並びといえますか、他がやっているからやったほうが良いのかなという雰囲気を感じますので、先ほどの補助金と同じになりますが、どういう理屈で出しているのだということをしっかり持っておかないといけないということで、例えば水質が悪いということに対して、何らかの人工的な原因があるところもあると思うの

です。被害を受けるのはその地区にお住まいの住民の方ですので、公費で安全な水を確保してあげるということは補助金の趣旨としてはすごく良いと思いますけれども、地下水が汚れる原因が何かということも併せて行政として見ていただきたいと思います。補助制度をやる以上、水質汚染の原因がどこにあるのかということを見ていただきたいと思います。

担当課 水質汚染の原因となるものでございますが、市内ではヒ素が検出されており、こちらは、自然由来でも検出される物質でもございます。神栖市での例とはまた別で、無機質の自然由来の物質で、手賀沼、印旛沼が近くにごございます関係で、河川に近いお宅で井戸水を使用されている場合に検出されやすいということでございます。また、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素につきましては残留農薬、昔の農薬の影響がございまして、どうしても田畑がある地区につきましては検出されやすい、残りの3項目につきましては、自然界にない物質でございまして、昔クリーニング店で使用されていたクリーニング溶剤などでの汚染事例として取り上げられるのですが、その物質につきましては汚染対策ということで、既に浦部地区、小林地区で実施しております。それ以外の地区の3物質につきましては今のところ市の水質検査においては検出されておられません。ただ、ヒ素につきましては印旛地域の山田地区、本埜地域の笠神地区で検出されており、自然由来ということでモニタリング調査も実施しております。併せて硝酸性窒素、亜硝酸性窒素につきましては草深地区、船穂地区、平賀地区及び大森地区で検出されておまして、こちらにつきましては毎月1回市民の方に自主的に水質検査を行っていただいておりますので、その際に水質検査の結果をお伺いするなどして、どこの地区で検出されているかということを少しずつデータ収集しているところでございます。

委 員 教えていただきたいのですが、上水道の整備状況はどのようになっているのでしょうか。井戸水を使用しているからこういった対策が必要なわけで、上水道になってしまえばこのような問題はなくなるのでしょうか。

担当課 上水道を使用することができれば、このような問題は生じません。基本的にこの補助金の対象となる地区につきましては、上水道の整備はなされていない状況です。

事務局 基本的に千葉ニュータウンエリア、木下、小林地区等については上水が整備されております。ただ正確な給水エリアについては資料が手元にございませんで今すぐご回答はできません。

担当課 水道事業で給水区域を決め、その中で整備を進めていくのですが、現在給水区域の整備が100%終わっていない状況とされますので、給水区域外についてはまず給水区域内の水道が全て整備されてからとなりますので、給水区域内にない地域につき

ましての整備はかなり先になるものと思われます。

委 員 給水区域全ての整備が終わって、給水区域外についても順次整備をしていけばこの補助金は必要なくなるということでしょうか。

担当課 現実的に市内全ての地域に上水道が整備されることは難しいと思います。仮に整備したとしても、全市民が上水を使用するかどうかは市民の皆様の判断となりますので、井戸を継続して使用する方もいらっしゃると思います。

委 員 差支えなければ、給水計画の計画図をいただきたいと思います。

事務局 水道課に確認し、お渡しできるものであれば次回にお渡しさせていただきます。

委 員 自然由来ということで、ヒ素などが検出されているということですが、健康を害するくらいの毒性があるということでしょうか。

担当課 良くニュースなどで話題になる毒性の強いものとは種類が異なるヒ素になります。ただし、人体への影響がないわけではございませんので、浄水器を使用していただくほうが良いと思います。

委員長 基本的にこのような毒性のある物質が検出されている地区は、水道で対応すべきだと思います。しかしながら水道が近くまで来ていない地域についてはやむを得ないことですので、この補助金の意味はあると思います。ただし長期的には上水道の整備を行っていくべきではないかと思います。

委 員 この補助金は給水エリア内の方も使えるのでしょうか。

担当課 給水エリア内であっても、水道が引き込めない場合は補助対象となります。

委員長 他に質疑はありませんか。無ければ以上で質疑を終了いたします。ありがとうございました。

委員長 それでは、環境保全課所管補助金について委員会としての今後の方向性を決定したいと思います。まず14 合併処理浄化槽設置事業補助金について伺います。

委 員 私は、現状維持で継続です。

委 員 私も、現状維持で継続です。

委 員 私も、現状維持で継続です。

委員長 私も、現状維持で継続です。

では、委員会としての今後の方向性については、現状維持で継続とさせていただきます。

委員長 次に、１６ 太陽光発電システム等設置費補助金について、伺います。

委 員 私は、現状維持で継続です。

委 員 私も、現状維持で継続です。

委 員 私も、現状維持で継続です。

委員長 私は、縮小して継続です。

では、委員会としての今後の方向性については、現状維持で継続とし、縮小して継続を少数意見として付記させていただきます。

委員長 次に、１５ スズメバチの巣駆除費補助金について伺います。

委 員 私は、現状維持で継続です。

委 員 私も、現状維持で継続です。

委 員 私も、現状維持で継続です。

委員長 私も、現状維持で継続です。

では、委員会としての今後の方向性については、現状維持で継続とさせていただきます。

委員長 次に、１７ 浄水器設置補助金について伺います。

委 員 私は、現状維持で継続です。

委 員 私も、現状維持で継続です。

委 員 私も、現状維持で継続です。

委員長 私も、現状維持で継続です。

では、委員会としての今後の方向性については、現状維持で継続とさせていただきます。

委員長 それでは、本日のヒアリングはすべて終了しましたので、以上で第4回補助金等評価委員会を終了します。ご協力ありがとうございました。

平成25年9月6日に行われた第4回印西市補助金等評価委員会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

会議録署名委員 藤澤 進

会議録署名委員 増田 葉子